



平成27年7月31日

各位

会社名 ゼビオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 諸橋友良
(コード番号8281 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 大島 康夫
電話番号 024-938-1111

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、弊社は公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、弊社が店舗で販売する商品の製造を委託した下請事業者様に対して、下請事業者様の責めに帰すべき理由がないのに、支払うべき下請代金の額を減額していた行為及び商品受領後に返品していた行為が、下請法の規定に違反すると判断されたものであります。

本件に関して弊社は、平成27年7月23日までに、減額分及び返品分について、下請事業者様への原状回復措置を完了しております。

なお、弊社は、平成27年6月26日に社内コンプライアンス委員会を開催し、再発防止に向けた以下の改善対策を実施しております。

- ① 外部講師による下請法研修会の開催（平成27年7月15日）
- ② 商品仕入に係る社員への新たな定期研修導入（平成27年7月21日開始）
- ③ 内部監査室によるお取引先アンケート実施（平成27年7月22日）
- ④ お取引先企業様専用ホットラインの開設（平成27年7月29日）

弊社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、前述の改善対策に留まらず、コンプライアンス体制強化に取り組んで参ります。

下請事業者様はじめ関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

以上